令和５年度の税の申告相談（令和４年１月１日～令和４年１２月３１日の所得）を実施します。申告が必要な方は、できるだけ決められた日程でお願いします（P18の表のとおり）。当日来られない場合は、次の期間中に申告を受け付けます。（※昨年から、申告案内は本人が希望する場合のみお送りしています）

【申告会場と開設期間】

●市役所本庁舎市民ホール
２月１６日（木）～３月１５日（水）
９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※土日祝を除く。ただし、3月4日（土）9時～11時30分、13時～16時30分受付。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎５２－９２９２

●香北支所
２月１７日（金）～３月１４日（火）　９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※月・火・水・金に受付。（祝日を除く）

●物部支所
２月１６日（木）～３月１４日（火）　９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※火曜と木曜に受付。（祝日を除く）

【支所の受付日以外】確定申告の場合は税務署へ、住民税申告の場合は本庁舎へお願いします。
毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても受付人数が１００人を超えた場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。
開設期間の最終週（３月１３日～１５日）は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていただく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことにご協力をお願いします。

◆申告には**マイナンバー**の記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード＋運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
◆**分離譲渡所得等（土地・建物、株式等）、寄附金控除、住宅借入金等特別控除**の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。※支所では受け付けていません
◆**医療費控除**の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。（明細書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。）
※『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。

来庁時の注意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点に注意して来庁してください。
◆マスクを着用してください。申告中も着用していただくようにお願いします。
◆手指のアルコール消毒をお願いします。
◆検温を実施し、体温の高い場合には日を改めていただく場合があります。体調がすぐれない場合には来庁をお控えください。

住民税の申告が必要な方

令和５年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は不要です。
①税務署に所得税の確定申告書（令和４年分）を提出される方
②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）
③公的年金等に係る所得のみの方
※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。
◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。
①公的年金等の収入が４００万円以下で、それ以外に、２０万円以下の所得金額がある方
②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、２０万円以下の所得金額がある方など
◆市・県民税は、ひとり親控除・か婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（１６歳未満）を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料と併せて持参してください。(収支内訳書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます)
※特に農業所得の資料は必ず持参してください。

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限 1月31日(火)

令和４年１月１日～令和４年１２月３１日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和５年１月１日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。
原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。

関連情報

南国税務署からのお知らせ

確定申告はスマホからがおすすめです！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！
青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！
令和４年分確定申告から自動入力の対象が拡大

- 公的年金等の源泉徴収票
- 国民年金保険料
- 医療費
- ふるさと納税
- 住宅ローン控除関係
- 生命保険・地震保険
- 株式の特定口座

今後も順次拡大予定！

マイナポータル連携を行う前の事前設定

1　マイナンバーカードの取得
マイナンバーカードの交付申請はこちら

2　事前設定の専用ページにアクセス
マイナポータル連携の事前設定はこちら

3　確定申告書等を作成
確定申告書等作成コーナーはこちら

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画(YouTube「国税庁動画チャンネル」)はこちら

詳しくは、国税庁ホームページの「令和４年分　確定申告特集(準備編)」をご覧ください。
≪国税庁　https://www.nta.go.jp≫